

霧島市立牧之原中学校
いじめ防止基本方針

○ はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年、情報技術の発達に伴い、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が発生し、いじめは益々複雑化・潜在化する様相を見せている。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを示し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的認識や考えを明確化し、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を作成する。

I いじめ問題に関する基本的な考え

1 いじめとは

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」、いじめが認知された場合の「早期対応」が必要である。

- ① いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こり得る。
- ② ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。
- ③ まだ気づいていないいじめがある。
- ④ いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。
- ⑤ いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。

II 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためにも、「いじめはどこの学校でも起こり得る」ことを踏まえ、心の通う対人間関係を構築し、社会性のある大人へ育み、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

1 生徒、学級の様子を把握するために

(1) 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが基本である。日頃から生徒一人一人の表情や行動等を観察し、ささいな変化に気付くよう心がける。

(2) 実態把握の方法

- ① いじめアンケート（学校生活アンケート）による調査 ※県統一
- ② 学校楽しいーとの活用 ※教育センター
- ③ SNSチェックシートの活用 ※教育センター

(3) 教育相談の実施

- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために
- (1) 授業改善「分からないことが分からないと言える」授業づくり
 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行うことにより、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりする例もあるため、細心の注意を払う。
- (2) 教職員の協力協働体制
 教職員の共通理解は不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる雰囲気が大切である。
- (3) 自己有用感^{*}を高める学習活動や学級活動、学校行事等
 「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくり
 他の生徒や大人との関わりあいを通して、生徒が自ら人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、お互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得できる場や機会を設定する必要がある。
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために
- (1) 人権教育の充実「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり
 いじめは、「相手の人権を踏みこむ行為であり、決して許されるものではない。」ことを生徒に理解させる。人の痛みを思いやることができるよう、人権意識の高揚を図る必要がある。
- (2) 道徳教育の充実
 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業では、生徒の実態に合わせ、題材や資料等の内容を十分検討した上で取り扱うことが重要である。
- 4 保護者・地域への働きかけ
 PTAの諸会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、学級通信、学校便り等による広報活動を積極的に行う。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決に繋がる。早期発見のため、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高める必要がある。

- 1 教職員のいじめに気付く力を高めるために
- (1) 生徒の立場に立つ
 一人一人を人格のある人間としてのその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を推進する。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守る姿勢が重要である。
- (2) 生徒を共感的に理解する
 生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を身に付けることが求められる。共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。
- 2 いじめ発見のきっかけ
 中学校では、「本人の保護者からの訴え」や「本人からの訴え」が多いが、微かなサインに気付くため、質問紙（学校楽しいーと等）を活用するとよい。

*1単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと

3 いじめの様態

いじめの様態は、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通す観点から、毅然とした対応をとる。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 冷やかしやからかい，悪口，脅し文句等・・・脅迫，名誉毀損，侮辱 |
| 2 | 仲間外れ，集団による無視 |
| 3 | ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする・・・暴行，傷害 |
| 4 | 金品をたかられる・・・恐喝 |
| 5 | 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり等・・・窃盗，器物破損 |
| 6 | 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたりさせられる |
| 7 | インターネット，SNS等で，誹謗中傷や仲間はずれにする・・・名誉毀損，侮辱 |

4 早期発見のための

日々の観察

・・・心の健康観察アプリの活用，休み時間や昼休み，放課後の機会に，生徒の様子を観察する。生徒と共に過ごす機会を積極的に作り，いじめ発見に努める。

観察の視点

・・・学級内にどのようなグループがあり，そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また，気になる言動が見られた場合，グループに対し，適切な指導を行い，関係修復を図る。更に，学級内での人間関係の把握に努める。

生活の記録の活用

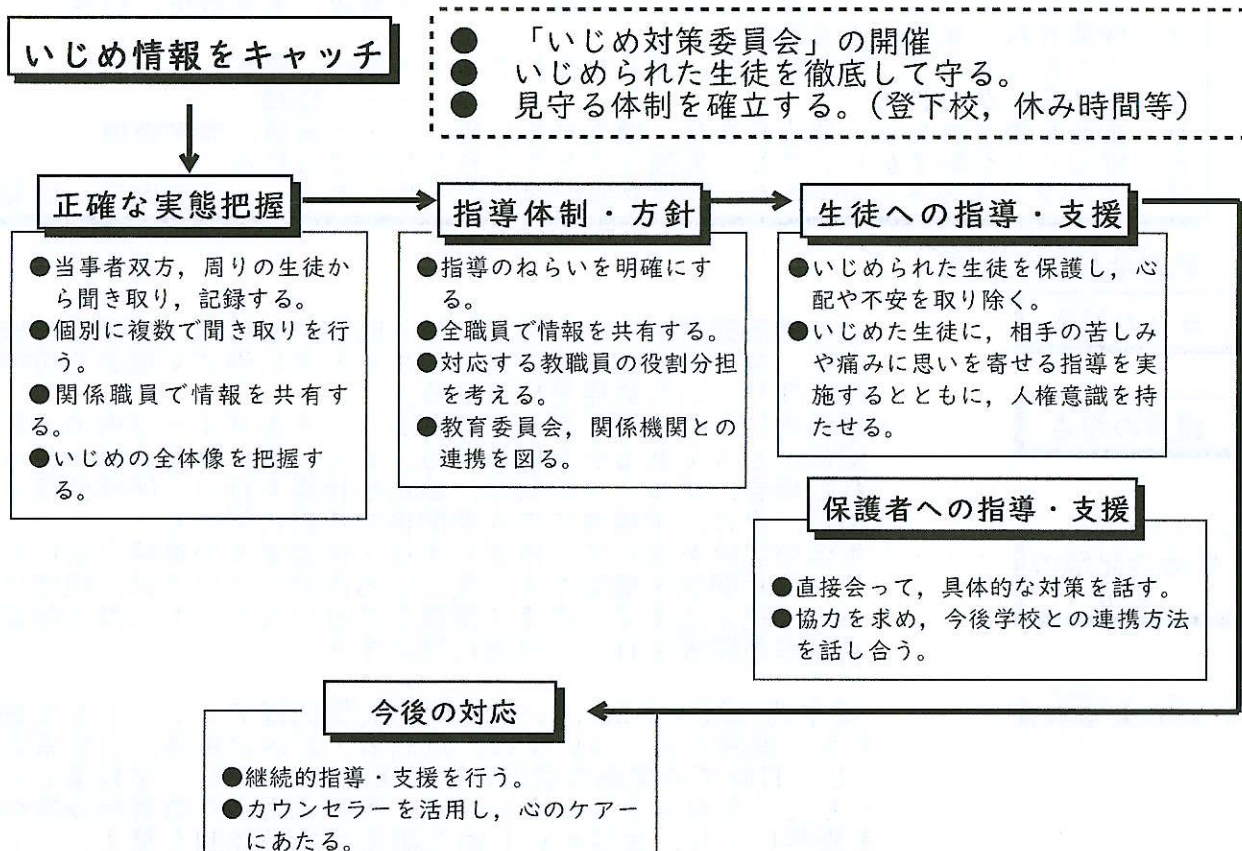
・・・生活の記録を通して，担任と生徒・保護者との連絡を密にとり，信頼関係を構築する。気になる内容については，担任は一人で抱え込まず，学年で情報を共有するとともに教育相談や家庭訪問等を行い，迅速に対応する。

いじめ実態調査

・・・毎学期1回(年3回)，いじめ問題実態把握アンケートを実施する。実施方法については，無記名・記名の併用，全学級統一した日時での実施等状況に応じ実施する。又，「学校楽しいーと」，「SNSチェックシート」等を活用した教育相談等の実施等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめや生徒の人間関係の実態把握に取り組む。

IV 早期対応

1 いじめ対応の基本的流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は, その時に, その場で, いじめを止めるとともに, いじめに係る関係者に適切な指導を行う。併せて, 学級担任, 学年主任, 生徒指導主任に連絡し, 管理職へ報告する。

(1) いじめられた生徒, いじめを知らせた生徒を守る。

- いじめられているとの相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合, 他の生徒の目に触れないよう場所, 時間等に十分な配慮を行う。
- いじめられている生徒, いじめ情報を伝えた生徒を守るため, 登下校, 休み時間, 昼休み時間, 清掃時間, 放課後においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめ行為を行うに至った経緯や心情をいじめている生徒から聞き取るともに, 周囲の生徒や保護者などから情報を得て, 正確に記録する。
- 複数の教職員で対応することを原則とし, 管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<配慮すべき情報>

- 誰が誰をいじめているのか・・・(加害者と被害者の確認)
- いつ, どこで行ったのか・・・(時間と場所の確認)
- どんな内容のいじめか, どんな被害をうけたのか・・・(内容)
- いじめのきっかけは何か・・・(背景と原因)
- いつ頃から, どれぐらい続いているか・・・(期間)

(3) 教育相談(カウンセリング)

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談で、生徒を対象とした教育相談を実施する。更に、スクールカウンセラーとの連携を図る。

3 いじめが起きた場合の対応

学校は、いじめに対する支援、指導及び助言を行う際、被害・加害双方の生徒の保護者の間で争いが起きることのないよう、必要な措置を講ずる。

● いじめられた生徒に対して

(1) 生徒に対して

- 事実を確認するとともに、辛い今の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜く」、「秘密を守る」ことを伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高める。

(2) 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭でも生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

<保護者対応上の注意すべき言葉>

- お子さんにも悪いところがあるようです。
- 家庭での甘やかしが問題です。
- クラスにはいじめはありませんでした。
- どこかに相談にいかれてはどうですか。 等

● いじめた生徒に対して

(1) 生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向ける。
- 心理的孤立感を与えないなど一定の教育的配慮を踏まえつつ、毅然とした対応を行い、「いじめが人として許される行為ではない」ことやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(2) 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図る思いを伝える。
- 「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導も依頼する。

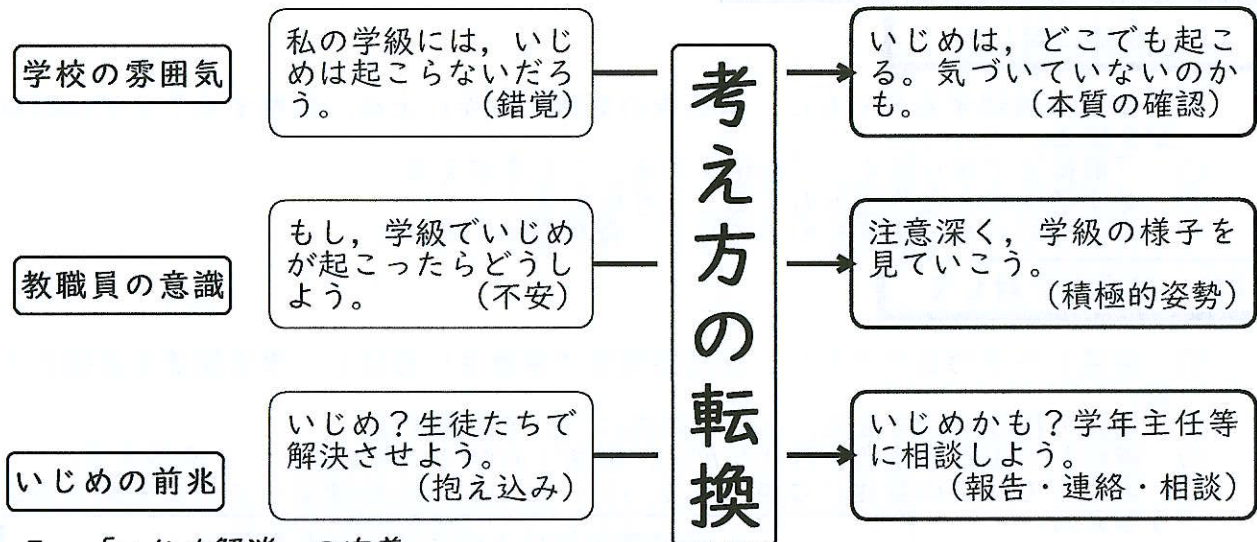
● 周囲の生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

- 嘸し立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定した姿勢であることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた行動であることを理解させる。
- いじめに関する報道等を資料に、いじめについて話し合わせ、自分たちの問題として認識させる。

4 迅速に対応するための考え方

迅速に対応するためには、考え方の転換が必要である。考え方の転換を図ることにより、より迅速な対応が図れる体制づくりが必要である。



5 「いじめ解消」の定義

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。ただし、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえること。

6 いじめに対する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」「いじめ対策リーフレット」等を活用した研修を実施する等、年に数回の行内研修を位置づけ、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

7 組織的な指導体制の確立

いじめ問題に対応する学校の指導体制が機能するため、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的、継続的な取組を行う。

8 家庭や地域との連携の強化

いじめの被害・加害生徒及びその保護者双方に対する支援や助言を継続的に行うようにする。また必要に応じ被害生徒の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等の後遺症へのケアを実施する。

9 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめ発生時の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを職員に周知徹底するとともに、基本方針に基づく取組の必要状況を学校評価の項目に位置づけるようにする。教員評価においていじめ問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無や多寡のみでなく、その取組等を観点として評価する。

V いじめ問題取組体制の整備

1 いじめ対策委員会の設置について

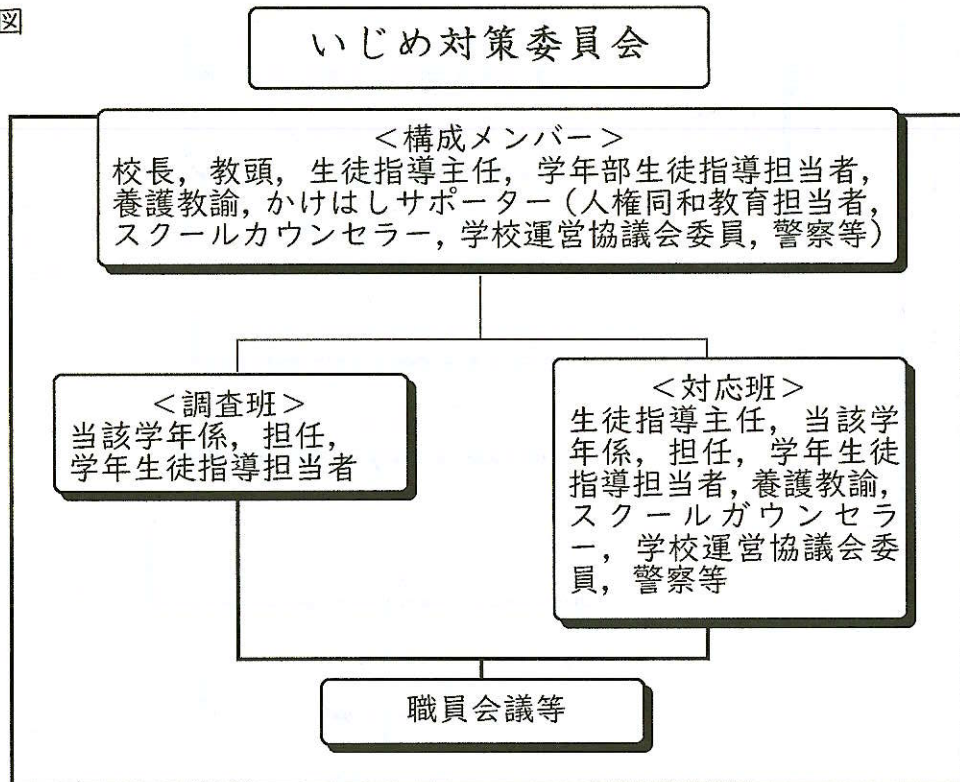
(1) いじめ対策の構成メンバー

原則、校長、教頭、生徒指導主任、学年部生徒指導担当者、養護教諭、かけはしサポーターで構成する。
※事案によっては、人権同和教育担当者、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、警察等が入る。

(2) いじめ対策委員会の開催

- 毎週1回、生徒指導部会において、上記(1)の構成メンバーで実施する。
- いじめ事案発生時は、緊急に委員会を開催し、調査班、対応班の役割を明確にし、対応する。
- いじめ対策委員会での内容や事案については、職員会議等で報告し、共通理解を図る。

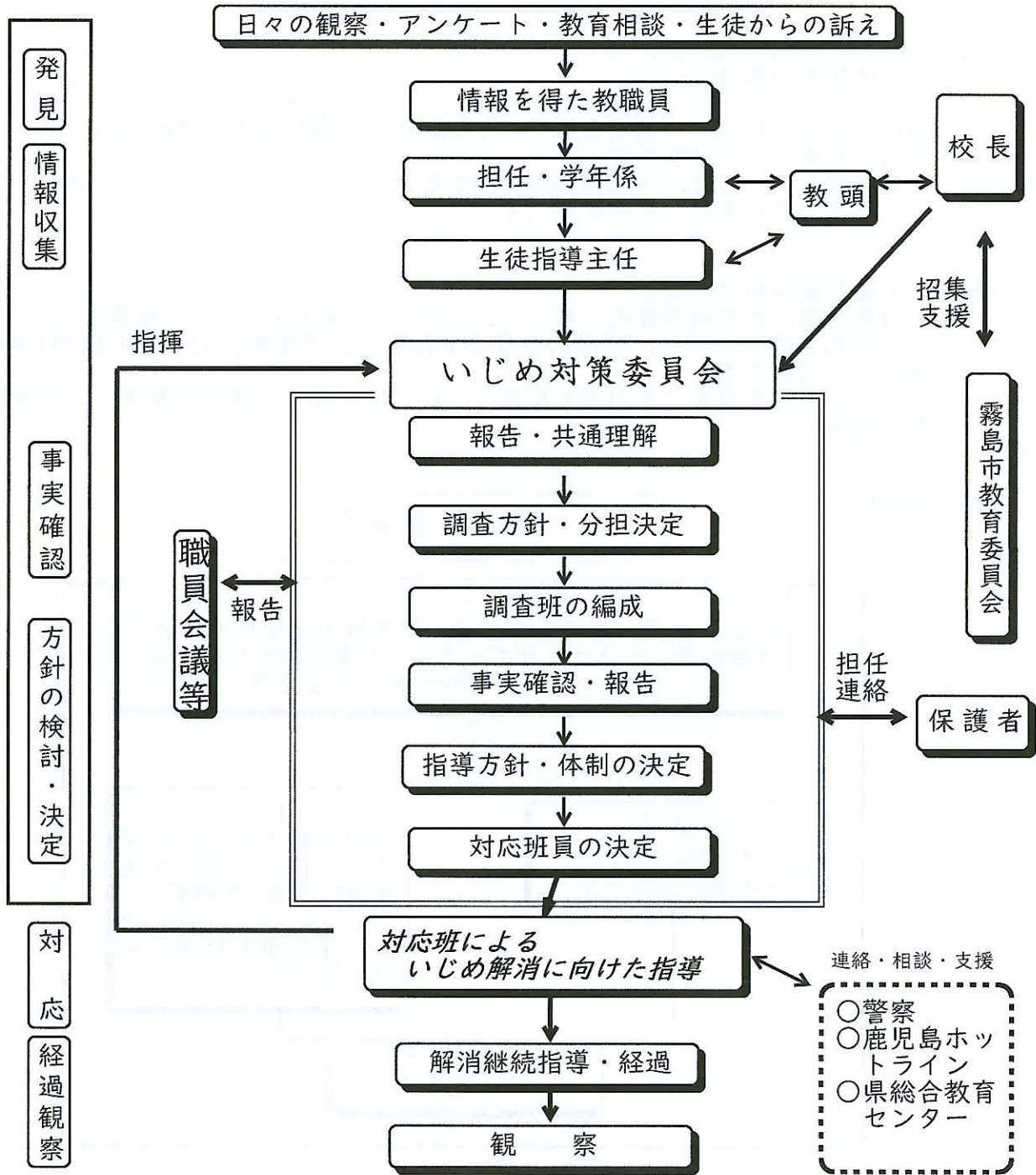
(3) 組織図



2 年間を見通してのいじめ防止に向けた取組

いじめ未然防止、早期発見にむけて、学校全体で組織・計画的に取り組む必要がある。本校の年間計画については、計画一覧表を参照の上、全職員で取り組む。

3 いじめが起こった場合の組織的対応(学校全体の取組)



<生命又は身体の安全が脅かされる重大に事案が発生した場合の対応>

- 管理職が、速やかに、霧島市教育委員会、警察等へ報告する。学校全体で組織的に対応する。
- 事案によっては、学年又は学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- マスコミ対応は、管理職が行う。